

京都府警察情報処理能力検定に関する訓令

[最終改正 平成30. 3. 27 京都府警察本部訓令第5号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号。以下「警察庁訓令」という。）第7条の規定により、京都府警察職員（以下「職員」という。）の情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(能力検定の目的)

第2条 能力検定は、職員の情報処理に関する能力を検定し、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

(運営責任者等)

第3条 警察本部に情報処理能力検定運営責任者（以下「運営責任者」という。）を置き、総務部長をもって充てる。

2 運営責任者は、能力検定の実施に関する業務の管理及び運営を行うものとする。

3 能力検定の実施に関し必要な事務は、情報管理課において行うものとする。

(能力検定の級位)

第4条 能力検定の級位は、初級、中級及び上級とする。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表第1の左欄に掲げる能力検定の級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる知識及び技能とする。

(能力検定の実施)

第5条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、初級及び中級の能力検定を毎年1回以上実施するものとする。

2 運営責任者は、前項に規定する能力検定の実施期日、実施場所その他必要な事項を、関係する所属に示達するものとする。

3 上級の能力検定の実施については、警察庁訓令の定めるところによる。

(能力検定の方法)

第6条 能力検定は、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行う。

2 試験問題は、別表第2の試験項目に基づき出題する。

3 運営責任者は、初級の能力検定に合格している者が中級の能力検定を受検する場合には、初級と同一の試験問題については、これを免除することができる。

(受検の資格要件)

第7条 能力検定の受検の資格要件は、次の表のとおりとする。

級 位	資 格 要 件
初 級 及 び 中 級	職員
上 級	上級の能力検定が実施される年度の前年度までに中級を取得

(受検の手続)

第8条 初級及び中級の能力検定の受検の手続については、運営責任者が定める。

2 上級の能力検定の受検の手続については、別に定める。

(初級及び中級の能力検定の合格基準)

第9条 初級及び中級の能力検定の合格基準は、正解がその試験問題の60パーセント以上を合格とする。

(合格者の決定等)

第10条 運営責任者は、前条に規定する能力検定の合格基準に従って合否を判定し、その結果を本部長に報告する。

2 本部長は、前項に規定する報告に基づき、初級及び中級の能力検定の合格者を決定する。

3 運営責任者は、前項の規定により合格者の決定があったときは、当該合格者に対し、所属の長（以下「所属長」という。）を通じて、その旨を通知するものとする。

4 運営責任者は、各級位の能力検定に係る合格者の氏名等を記載した台帳（以下「合格者台帳」という。）を作成し、適切に保管するものとする。

(特例)

第11条 能力検定の上位の級を取得した者は、下位の級を取得した者とみなす。

2 所属長は、所属職員のうち初級及び中級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認められる者については、情報処理能力検定特例申請書（別記様式）を作成して、運営責任者に能力検定の特例を申請（情報管理課長経由）することができる。

3 運営責任者は、所属長の申請に基づき、初級及び中級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認められる者について意見を付して、本部長に報告する。

4 本部長は、前項に規定する報告に基づき、初級及び中級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、能力検定を実施せずに、これを当該級位の能力検定に合格した者とみなす。

5 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により合格した者とみなされた者への通知等について準用する。

(細部事項)

第12条 この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施に関し必要な細部事項は、運営責任者が定める。

附 則

1 この訓令は、平成6年2月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

級位	知 識 及 び 技 能
初級	<p>1 京都府警察情報セキュリティに関する訓令（平成20年京都府警察本部訓令第33号）第2条第5号に規定する警察情報システム（以下「京都府警察情報システム」という。）の基本的な操作に必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、京都府警察情報システムの基本的な操作に必要なもの</p>
中級	<p>1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を行い、又は京都府警察情報システムの設計、開発、整備及び運用を行うために必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用を行い、又は京都府警察情報システムの操作についての職員に対する指導及び教養を行うために必要なもの</p>
上級	<p>1 自ら警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）第2条第5号に規定する警察情報システム（以下「警察庁警察情報システム」という。）の設計、開発、整備、運用、管理及び監査を行うために必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察庁警察情報システムの設計、開発、整備、運用、管理及び監査を行うために必要なもの</p>

別表第2（第6条関係）

試 験 項 目	出題範囲		
	初級	中級	上級
1 情報処理における各種法令等に関する知識 (1) 個人情報の保護に関すること。 (2) 警察情報セキュリティポリシーに関すること。 (3) 警察業務に係る情報管理システムにおける各種規程に関すること。 (4) その他関連法規に関すること。	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
2 コンピュータシステムに関する知識 (1) ハードウェア及びシステムに関すること。 (2) ソフトウェアに関すること。 (3) ネットワークに関すること。 (4) データベースに関すること。 (5) 情報セキュリティに関すること。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
3 アプリケーションの利用に関する知識（オフィスツール）	○		
4 アプリケーションに関する知識（マークアップ言語及びマクロ）及びプログラミングに関する基礎的知識		○	
5 プログラミングに関する知識			○
6 システムの開発及び管理に関する知識 (1) 設計に関すること。 (2) テストに関すること。 (3) 開発・管理に関すること。 (4) システム監査に関すること。			○ ○ ○ ○

備考 初級及び中級の能力検定における試験問題は、別表第1の左欄に掲げる能力検定の級位に応じ、それぞれ必要とされる同表の右欄に掲げる知識及び技能を有しているか否かについて判定できるものとする。

別記様式（第11条関係）

年 月 末日 廃棄

殿

第 号

年 月 日

（所属長）

情報処理能力検定特例申請書

申請級位	級
職名	
階級	
氏名	
職員番号	
申請理由	